【簡易版】

長期使用構造等確認料金

記載の料金は、電子交付を前提とし、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第18条第4項の計画通知を行う場合の額とします。

■長期使用構造等確認料金(新築)(表1)

税込金額 < 税抜金額 > / 単位: 円

住宅の 種別	住宅の 形式	申請戸数	長期使用構造等確認を申請する場合の額 (Mは住戸数)
戸建住宅	標準 ※1	_	48,400 <44,000>
	型式等 ※2	_	36,300 <33,000>
共同住宅 等	標準	~5	50,600 + M × 14,300 < 46,000 + M × 13,000>
		6~10	63,800 + M × 13,200 < 58,000 + M × 12,000>
		11~25	80,300+M×11,000 <73,000+M×10,000>
		26~50	82,500 + M × 11,000 < 75,000 + M × 10,000>
		51~100	177,100+M×9,900 <161,000+M×9,000>
		101~	別途見積
	型式等	~25	50,600 + M × 9,900 < 46,000 + M × 9,000>
		26~	別途見積

※1 標準 : 型式等以外の住宅

※2 型式等: 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅及び住宅である認証型式住宅部分等又は住宅

の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅

■長期使用構造等確認料金(増築・改築又は建築行為無)(表2)

税込金額<税抜金額>/単位:円

住宅の 種別			長期使用構造等確認 (Mは住戸数)
戸建住宅	耐震性が確認されたものである場合		73,700 <67,000>
	リフォーム計画が耐震性に影響のないもの であり、性能評価書等が有る場合		61,600 <56,000>
共同住宅 等	一棟当たりの戸数	~5	75,900+M×15,400 <69,000+M×14,000>
		6~10	95,700+M×14,300 <87,000+M×13,000>
		11~25	111,100+M×12,100 <101,000+M×11,000>
		26~50	126,500 + M × 12,100 <115,000 + M × 11,000>
		51~100	266,200 + M × 11,000 <242,000 + M × 10,000>

	101~	別途見積
--	------	------

- ・耐震性の確認が、H27国住指第3435号別表2に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等(「木造住宅の耐震診断と補強方法(建防協)」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」により算出された指標)による場合とし、それ以外(時刻暦応答解析による方法を含む)の場合は別途見積りとなります。
- ・併用住宅は、戸建住宅の料金を適用します。
- ・長期使用構造等確認申請において、申請建築物の建築基準法第6条の2第1項の確認申請を他機関に行うとき又は行われたときは、表1の料金又は表2の料金の1.1倍となります。
- ・限界耐力計算等の特別な計算方法による場合、別途料金を加算します。
- ・変更申請に係る料金
 - ア 変更長期使用構造等確認のうち、変更の内容が、構造の安定又は温熱環境・エネルギー消費量に係る部分を計算の 対象とする場合の料金は、表1の料金又は表2の料金の1/2の金額となります。
 - イ 軽微変更該当証明の申請料金は、戸建住宅(併用住宅を含む。)にあっては1住戸当り8,800円(税込)、共同住宅等にあっては表1の料金又は表2の料金の1/10の金額となります。
 - ウ 当センター以外の者が行った長期使用構造等確認(変更長期使用構造等確認を含む)に係る案件で、アまたはイの変 更を当センターに申請する場合の料金は、新たに長期使用構造等確認申請を受けたものとして、表1の料金又は表2 の料金となります。
- ・長期使用構造等である旨の確認書(変更長期使用構造等確認を含む)又は軽微変更該当証明を書面にて交付する場合の料金は、表1又は表2の料金に、1通につき3,300円(税込)の額を加算した額となります。

〇確認書の再発行・記載事項の変更

長期使用構造等である旨の確認書を再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、 1通につき6,600円<税抜:6,000円>となります。